

通 関 業 許 可 証

住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10パークビル2F

名 称 株式会社GOLDENSEA JAPAN
代表取締役 金子 健

令和3年1月8日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

記

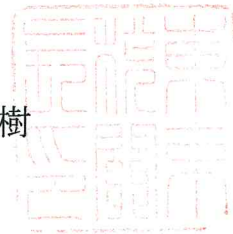
1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地

主たる営業所 本社営業所
東京都中央区日本橋蛸殻町2-10-10
パークビル2F

2 条件 なし

令和3年1月20日

東京税関長 榎 本 直 樹



(注) (1) 法第34条第1項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。

(2) この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書(税関様式B第1010号)を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。